

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人

空港周辺整備機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和 7 年度における調達の目標

令和 7 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

【情報用紙】 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 【印刷用紙】 塗工されていない印刷用紙 印刷用紙 塗工されている印刷用紙 【衛生用紙】 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	-------------------------------

<p> 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用） スポンジケース 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー （ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター （枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット </p>	<p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p>
--	---------------------------------------

<p> OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 （手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グランド用白線 梱包用バンド </p>	<p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p>
--	---

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機は基準値1※を満たすもの)
--	---

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

池	
---	--

7 携帯電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫は基準値1※を満たすもの)
---	--

9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー（家庭用） エアコンディショナー（業務用） ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達の予定はない。
---	-----------

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達の予定はない。
--	-----------

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式 表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (LED証明器具は基準値1※を満たすもの)
---	---

1.2 自動車等

1.2-1 自動車

乗用車	購入又は新たにリース契約を行うものについては、調達目標を100%とする。
小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	調達の予定はない。

1.2-2 タイヤ

乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達の予定はない。
-----------------------	-----------

1.3 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

1.4 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

1.5 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 (タイルカーペットは基準値1※を満たすもの)
--	--

16 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17 その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

18 設備

太陽光発電システム (公共・産業用) 太陽熱利用システム (公共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水機器 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス Web会議システム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 （災害備蓄用飲料水は基準値1※を満たすもの）
--	--

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 （基準値1※を満たすもの）
食堂 自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎管理 植栽管理 加煙試験	調達の予定はない。
清掃 タイルカーペット洗淨 機密文書処理	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
害虫防除	調達の予定はない。
輸配送 旅客輸送（自動車）	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

庁舎等において営業を行う 小売り業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達の手配はない。
---	-----------

2.2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

※判断の基準のうち、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」と設定されている。

II 特定調達物品等以外の令和7年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の調達にあたっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本調達方針は、独立行政法人空港周辺整備機構を対象とする。
- 2 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 3 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。但し、ライフサイクルコストを鑑み、修理し続けることが新規購入よりも過大な費用又は環境負担がかかるようであれば、適切に調達するものとする。
- 4 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 5 本調達方針に基づく調達担当窓口を総務課とする。